

委員長並びに副委員長の選出について

【図書館法（昭和25年4月30日法律第118号）】 ～ 抜粋 ～

（図書館協議会）

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

【桜川市立図書館条例（令和5年6月21日条例第18号）】 ～ 抜粋 ～

（図書館協議会）

第9条 法第14条の規定により桜川市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者
- (5) 公募による市民
- (6) 市内で図書ボランティアを行う者

3 協議会は、委員10人以内で組織する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【桜川市立図書館条例施行規則】 ～ 抜粋 ～

（委員長及び副委員長）

第28条 条例第9条に規定する図書館協議会(以下「協議会」という。)に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

委員長 _____

副委員長 _____